

参加表明書審査表

業務名称：北陸地域港湾の事業継続計画における実効性向上検討業務

評価項目				評価の着目点	評価のウェイト	A 社	
						点数	
経験及び表明能力の	資格要件	技術部門登録	当該部門のコンサルタント登録等を評価 ①当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録（港湾及び空港部門）有り、公益社団法人、公益財団法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関 ②上記以外 ※建設関連業の国土交通大臣登録（競争参加資格とは異なる）	① 5	①	5	
			② -				
	専門技術力	業務実績	平成27年4月1日から本業務の公示日までに完了した同種業務の実績を評価 ①：同種業務の実績（同種：事業継続計画に関する検討を行った業務） ②：類似業務の実績（類似：設定なし） 再委託による業務実績は認めない。 業務実績が無い場合は選定しない。 業務評定点が60点未満の場合は選定しない。	① 10	①	10	
			② -				
		業務成績	全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注の令和5年度から令和6年度までに完了した建設コンサルタント等業務の請負業務成績評定点（企業）の平均点を評価 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③76点以上78点未満 ④74点以上76点未満 ⑤72点以上74点未満 ⑥70点以上72点未満 ⑦68点以上70点未満 ⑧65点以上68点未満 ⑨60点以上65点未満又は実績なし 60点未満の場合は選定しない。なお、令和5年度から令和6年度までの全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務の実績がない場合は加算しない。	①30点 ②27点 ③24点 ④21点 ⑤18点 ⑥15点 ⑦12点 ⑧ 9点 ⑨ 0点	②	24	
・北陸地方整備局(港湾空港関係)発注の令和4年度から令和5年度までに完了した業務のうち、建設コンサルタント等業務に係る優良委託業務表彰又は生産性向上技術活用表彰を受けた経験・令和5年度から令和6年度に受賞した災害対策関係功労者表彰を受けた経験（港湾空港関係の協定に基づくものに限る） ①：優良委託業務表彰(局長表彰) 又は 生産性向上技術活用表彰(局長表彰) 又は 災害対策関係功労者表彰(局長表彰) の実績 ②：優良委託業務表彰(事務所長表彰)の実績 ※ ただし優良表彰、生産性向上技術活用表彰、災害対策関係功労者表彰は重複した評価はしない。いずれか高い方を評価する。	① 5 ② 3						
事故及び不誠実な行為	北陸地方整備局長から建設コンサルタント等業務に関し、参加表明書提出期限までに以下の措置を受けている場合減点する ①文書注意(発せられた日から2ヶ月間) ②口頭注意(発せられた日から1ヶ月間)			① -5 ② -3	-	-	
経定技術能力の	資格要件	技術者資格	技術者資格を下記の順位で評価 ①・技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設） 又は建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者 ・博士（工学） ②・AP E Cエンジニア（Civil 又は Structural）の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者 ・土木学会特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者の資格を有し、「認定証」の交付を受けている者 ・R C C M（港湾及び空港部門）の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者。（但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者） 上記以外の場合は欠格とする。	① 5 ② 3	①	5	
	専門技術力	業務実績	平成27年4月1日から本業務の公示日までに完了した同種業務実績を評価 ①：同種業務の実績（同種：事業継続計画に関する検討を行った業務） ②：類似業務の実績（類似：設定なし） 管理技術者又は担当技術者として従事したものに限定。 再委託による業務実績は認めない。 業務実績が無い場合は選定しない。 業務評定点（技術者評定点）60点未満の場合は選定しない。	① 10 ② -	①	10	
			業務成績	全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注の令和3年度から令和6年度までに完了した建設コンサルタント等業務の請負業務成績評定点（技術者評定点）の平均点を評価 ①80点以上 ②78点以上80点未満 ③76点以上78点未満 ④74点以上76点未満 ⑤72点以上74点未満 ⑥70点以上72点未満 ⑦68点以上70点未満 ⑧65点以上68点未満 ⑨60点以上65点未満又は実績なし 60点未満の場合は選定しない。なお、令和3年度から令和6年度までの全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注業務の実績がない場合は加算しない。			①30点 ②27点 ③24点 ④21点 ⑤18点 ⑥15点 ⑦12点 ⑧ 9点 ⑨ 0点
		・北陸地方整備局(港湾空港関係)発注の令和2年度から令和5年度までに完了した業務のうち、建設コンサルタント等業務に係る優良建設技術者表彰を受けた経験 ・令和3年度から令和6年度に受賞した災害対策関係功労者表彰又は感謝状を受けた経験（港湾空港関係の協定に基づくものに限る） ・令和3年度から令和6年度に受賞した海外インフラプロジェクト技術者表彰彰（大臣賞・奨励賞（港湾空港関係）を受けた経験 ①：優良建設技術者表彰(局長)、災害対策関係功労者表彰(局長) 又は 海外インフラプロジェクト表彰の実績 ②：優良建設技術者表彰(事務所長)表彰の実績 ③：災害活動への感謝状(事務所長)の実績 ※ただし優良表彰、災害活動への表彰・感謝状と海外インフラプロジェクト表彰は重複評価しない。いずれか高い方を評価する。		① 5 ② 3 ③ 1			
配点合計（100点満点）					100	78.0	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	下記項目に該当する場合は選定しない ・主たる部分が再委託予定の場合 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合 ・（設計共同体）業務の分担構成が必要以上に細分化され過ぎている場合。一つの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。			-	○	
順位／選定・非選定					1 位 ／ 選定・非選定		